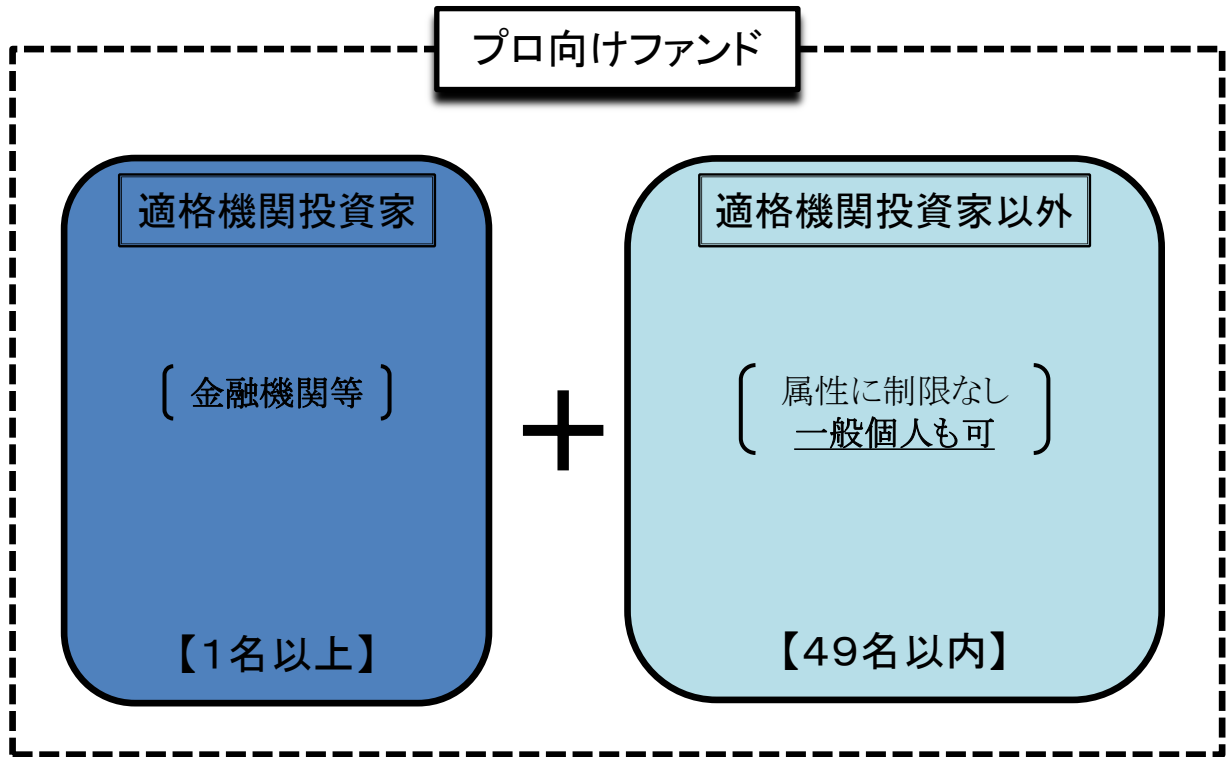


「プロ向けファンド」(適格機関投資家等特例業務)について



- 当局への「届出」のみで販売等が可能(登録不要)。
※ 通常の「ファンド」の販売等を行うためには登録が必要
- 「行為規制」が一部の例外を除き適用されない。
- 業務停止等の「行政処分」の対象にもならない。

(参考)

- ・ 届出業者数：3,022者(平成26年3月末現在)
- ・ 販売本数：408本(平成24年度)
- ・ 販売額：9,388億円(平成24年度)
- ・ 運用本数：1,807本(平成25年3月末現在)
- ・ 運用額：9兆4,409億円(平成25年3月末現在)